

○足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

平成29年3月31日規則第4号

改正

令和5年3月31日規則第13号

令和5年5月16日規則第26号

足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成29年足利市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(保全地区の指定等)

第3条 条例第9条第3項（条例第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、足利市公告式条例（昭和25年足利市条例第28号）第2条第1項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(設置事業の届出)

第4条 条例第11条第1項の規定による届出は、設置事業届出書（別記様式第1号）に次の図書を添えて行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (4) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表（別記様式第2号）
- (5) 事業区域内の土地に係る公図
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 造成計画平面図及び断面図
- (8) 再生可能エネルギー発電設備の構造図
- (9) 事業区域内に設置する工作物の構造図

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(設置事業の変更の届出)

第5条 条例第13条第1項の規定による届出は、設置事業変更届出書（別記様式第3号）に変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

(事前協議)

第6条 条例第14条第1項の規定による事前協議は、事業計画事前協議書（別記様式第4号）に次条各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 市長は、事業計画事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による指導又は助言は、事前協議（指導・助言）通知書（別記様式第5号）により、当該申請予定事業者に通知して行うものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容を同項の規定により通知された内容に適合させるために関係行政機関、近隣住民等その他関係人との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

5 第3項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、その内容を十分検討し、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書（別記様式第6号）を市長に提出し、当該事前協議を取り下げるものとする。

6 第3項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に至ったときは、事前協議（指導・助言）通知事項回答書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

7 市長は、条例第14条第1項の規定による事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（別記様式第8号）により、当該申請予定事業者に通知するものとする。この場合において、当該事前協議終了通知書の有効期限は、当該通知を行った日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

8 申請予定事業者は、第1項の規定により提出した事業計画事前協議書の内容を変更しようとするときは、事業計画変更届（別記様式第9号）に変更しようとする内容が確認できる図書を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業計画事前協議書の添付図書)

第7条 事業計画事前協議書の添付図書は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記様式第10号）

(2) 申請予定事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあつては、

当該法人の登記事項証明書)

- (3) 位置図
- (4) 区域図
- (5) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (6) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- (7) 事業区域内の土地に係る公図
- (8) 土地利用計画平面図
- (9) 土地求積図
- (10) 造成計画平面図及び断面図
- (11) 排水計画平面図及び断面図
- (12) 擁壁の背面図及び断面図
- (13) 再生可能エネルギー発電設備の構造図及び着色した透視図
- (14) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (15) 維持管理に係る計画書（別記様式第11号）
- (16) 立地環境に関する概要書（別記様式第12号）
- (17) 申請予定事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(事業計画に定める事項)

第8条 条例第14条第2項第16号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得の状況
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況
(事業計画に係る標識の設置)

第9条 条例第15条第1項の標識は、別記様式第13号とする。

- 2 申請予定事業者は、条例第15条第1項の規定により前項の標識（以下この条において「標識」という。）を設置するときは、事業区域内の公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 3 条例第15条第1項の規定により標識を設置した場合における同条第4項の規定による届出は、当該標識を設置した日から起算して3日以内に、標識設置届（別記様式第14号）に次の図書を添えて行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真

4 申請予定事業者は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更届（別記様式第15号）に同項に掲げる図書を添えて、当該標識の内容を変更した日から起算して3日以内に市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第10条 条例第15条第1項の規定により、同項の説明会（以下「説明会」という。）を開催した場合における同条第4項の規定による届出は、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に、説明会開催届（別記様式第16号）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（意見の申出等）

第11条 条例第15条第2項の規定による意見の申出は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、申請予定事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書面（以下「申出書」という。）を提出して行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による意見の申出があった場合における同条第4項の規定による届出は、説明会が開催された日から起算して21日以内に、意見の申出があった旨の届出書（別記様式第17号）に提出された申出書の写しを添えて行うものとする。

（近隣住民等との協議）

第12条 条例第15条第3項の規定による協議は、申出書の提出があった日から起算して14日以内に、当該申出書を提出した者（次項において「申出者」という。）に対し当該申出書に対する見解を示した書類（以下この条において「見解書」という。）を提出して行うものとする。

2 申請予定事業者は、前項の規定により見解書を提出するときは、申出者に対しその内容をよく説明し、その理解を十分に得るものとする。

3 条例第15条第3項の規定による協議を行った場合における同条第4項の規定による届出は、当該協議が終了した日から起算して7日以内に、協議状況届（別記様式第18号）に見解書の写しを添えて行うものとする。

（許可の申請）

第13条 条例第16条の規定による設置許可の申請は、設置事業許可申請書（別記様式第19号）に第7条に掲げる図書及び事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。

(許可の基準)

第14条 条例第17条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区を含む場合は、当該鳥獣保護区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に採られていること。
- (2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。

2 条例第17条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状等が周囲と調和したものであること。
- (2) 事業区域と隣接する土地との間に別表で定める緩衝帯が設けられていること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設置されていること。

3 条例第17条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域を含まないこと。
- (2) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。
- (3) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこと。

4 条例第17条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。
- (2) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、次項第3号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条に掲げる基準及び市長が別に定める細目に掲げる基準に適合したものであること。

5 条例第17条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置され

ていること。

- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
- (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

6 条例第17条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。
- (4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。

7 条例第17条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について道路の反対側から4メートル後退することその他の再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がない措置が講じられていること。
- (2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

8 条例第17条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に再生可能エネルギー発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）第5条第1項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。）に適合していること。
- (3) 事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の架台の構造が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項に掲げる基準を満たし、又は当該基準を満たすものに準ずると市長が認めたものであること。

(5) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(6) 再生可能エネルギー発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。

（変更許可の申請）

第15条 変更許可を受けようとする許可事業者は、設置事業変更許可申請書（別記様式第20号）に、変更の内容が確認できる図書を添えて、市長に提出するものとする。

（許可通知書等）

第16条 市長は、設置許可又は変更許可の申請があった場合において、許可をするときにあっては許可通知書（別記様式第21号）により、許可をしないときにあっては不許可通知書（別記様式第22号）により当該申請者に通知するものとする。

（許可の標識）

第17条 条例第19条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める標識は、別記様式第23号とする。

（搬入車両の表示）

第18条 条例第20条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による搬入車両に表示すべき事項は、設置許可に係る再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両である旨及び許可事業者の氏名（許可事業者が法人その他の団体である場合にあっては、名称。以下この条において同じ。）とする。この場合において、設置許可に係る再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両である旨の表示にあっては日本工業規格Z8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字を、許可事業者の氏名にあっては日本工業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字を用い、かつ、搬入車両の両側面にそれぞれが認識しやすい色の文字で鮮明に表示するものとする。

（関係書類の閲覧）

第19条 許可事業者は、条例第21条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

（着手の届出）

第20条 条例第22条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、設置事業着手届（別記様式第24号）によるものとする。

(完了の届出等)

第21条 条例第23条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による設置事業の完了又は廃止の届出は、設置事業完了(廃止)届(別記様式第25号)によるものとする。

2 条例第23条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の検査済証は、別記様式第26号とする。

3 条例第23条第2項の規定による検査の結果、市長が設置許可の内容に適合していないと認めるときは、当該許可事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(承継の届出)

第22条 条例第24条の規定による届出は、承継届出書(別記様式第27号)に関係書類を添えて行うものとする。

(身分証明書)

第23条 条例第27条第2項の身分を証明する書類は、別記様式第28号とする。

(審議会の委員)

第24条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が不在のときは、市長が審議会を招集するものとする。

2 会長は、条例第9条第2項の規定により意見を求められたとき、又は条例第17条第3項の規定による付議があったときは、速やかに審議会を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第27条 審議会の庶務は、都市建設部都市政策課において処理する。

(審議会の運営)

第28条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(書類の提出部数)

第29条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類は、正本及び副本とする。この場合において、それらの提出部数は、設置許可又は変更許可の申請にあつては正本1部及び副本2部とし、その他の届出、協議等にあつては正本1部及び副本1部とする。

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第13条から第22条まで及び第29条（設置許可又は変更許可に係る部分に限る。）の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第3項の規定による届出に関するこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	第11条第1項	附則第3項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項
第5条	第13条第1項	附則第3項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項
別記様式第1号	第11条第1項	附則第3項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項
	その他の指定地域等	保全地区、その他の指定地域等
別記様式第3号	第13条第1項	附則第3項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項

3 この規則の施行の日前に、別に市長が定めるところにより届出がされた設置事業のうち、同日以後に着手するものについては、この規則の相当規定に基づき届出がされたものとみなす。

附 則（令和5年3月31日規則第13号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中足利市職務執行規則別表第1都市建設部の部都市計画課の款開発指導担当の項分掌業務の内容の欄第4号の改正規定は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年5月16日規則第26号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。ただし、第2条中足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第4の18の項の改正規定及び別表第4の19の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 4 経過措置期間における、第4条の規定による改正後の足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（以下「新自然規則」という。）第14条第4項第3号の規定の適用については、同号中「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第5条」とし、同条第5項第3号の規定の適用については、同号中「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項」とする。
- 5 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けた行為に対する新土砂規則、新施行規則及び新自然規則の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

事業区域の面積	緩衝帯の幅
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル